

第20準備書面(骨子)

令和3年(行ウ)第23号 損害賠償請求事件(住民訴訟)

第21準備書面(骨子)

令和3年(行ウ)第24号 損害賠償請求事件(住民訴訟)

2024/2/28

原告ら代理人弁護士

この裁判のポイント

主な争点

- (株)トライの負う「常勤支援員確保義務」の内容と性質
→内容につき、争いなし(被告最終9頁)
- (株)トライがこの義務を履行したか

視 点

- ① 放課後児童クラブ
- ② 指定管理者制度

① 放課後児童クラブ

・常勤支援員の確保が、なぜ重要でなぜ必要か

運営費における常勤職員配置の改善（放課後児童健全育成事業）

成育局 成育環境課

1. 施策の目的

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図る。




2. 拡充内容

- 「こども未来戦略」を踏まえ、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から運営費において、**現行の補助基準額に加え、「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準額を創設する。**

【現行の補助要件】

- ①国の設備運営基準どおり放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を2名以上配置した場合、
- ②放課後児童支援員を1名のみ配置した場合（小規模の場合など）、など、職員の配置状況に応じた補助を行っている。

【拡充イメージ（児童数36～45人、年間開所日数250日以上の場合）】

	補助要件	放課後児童支援員	補助基準額（案） （1支援の単位当たり年額）
創設	常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合。	 * 2名とも常勤	6,552千円
① （現行）	放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を2名以上配置（※）した場合	 * 常勤・非常勤問わず	4,868千円
② （現行）	放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を1名のみ配置した場合	 * 常勤・非常勤問わず	4,088千円

※ ①の場合、放課後児童支援員2名のうち1名は補助員に代えることができる。

3. 実施主体等

- 【実施主体】市町村（特別区及び一部事務組合を含む） ※ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。
- 【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

② 指定管理者制度

～基本協定書の解釈～

○ 前提として、通常の契約解釈

→意思表示の合致、その前提となる経緯

(「週38h45m」の合致を覆す証拠存在せず)

(1) 指定管理者制度における基本協定書の意義
民主的コントロール(事前／事後の)

(2) とくに継続的役務提供契約としての留意点

結論

- (株)トライは、常勤(＝週38時間45分以上の勤務する人)支援員確保義務を負う。
- 常勤支援員確保義務を履行できなければ、債務不履行となる。
- 本件で常勤支援員を仕様書(基本協定)記載の必要数を確保できなかったのは明らかである。
- よって、(株)トライは債務不履行責任を負う。
- 被告は(株)トライに対し損害賠償請求権を行使しなければならない。